



2022年2月24日

各位

会社名 日機装株式会社
代表者名 代表取締役社長 甲斐 敏彦
(コード番号 6376 東証第1部)
問合せ先 取締役 コーポレート部門長 小糸 晋
(TEL. 03-3443-3717)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年3月30日開催予定の第81回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的および条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月26日開催の第66期定時株主総会において、年額280百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。2012年6月26日開催の第71回定時株主総会において、当該報酬等の額の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することを決議しております（なお、2014年6月25日開催の第73回定時株主総会において、発行上限数の変更を決議しております。）。

本株主総会では、上記の報酬枠の枠内で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式を割り当てることにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストックオプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込みまたは財産の給付を要せず、当社の普通株式の発行または処分をする方法により行うものいたします。

本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は、年間 15 万株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額の枠内で年額 280 百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものいたします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則または本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

以上